



小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は、岩手労働局長登録機関（登録番号3-412）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ就業できないことになっております。

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。（後日交付）

つきましては、資格取得に必要な技能講習を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 **学科** 令和6年10月16日(水)～17日(木) 8:45～17:05 (受付 8:30 刈エテツシ 8:45)
実技 令和6年10月18日(金) 7:45～17:30 (集合7:45)
 ※ 集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんので、ご注意ください。

2. 会 場 **学科** 気仙教育会館（大船渡市盛町字東町14-2）◎駐車場あり *玄関前には駐車しないでください。
 (複数名でお申込みの場合はできるだけ乗り合わせでお願いいたします。)
実技 (株)阿部長商店大船渡食品（大船渡市大船渡町字欠の下向）◎駐車場あり

3. 受講資格 18歳以上の方（18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。）

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 **【全科目受講者】 33,055円**（消費税10%込）（受講料 31,350円 テキスト代 1,705円）

【一部免除者】 30,855円（消費税10%込）（受講料 29,150円 テキスト代 1,705円）

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了したもの。
- (3) 玉掛け技能講習を修了したもの。

免除科目 (イ) 学科→小型移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する知識
 (ロ) 実技→小型移動式クレーンの運転のための合図

7. 申込締切日 **10月2日(水)** ただし先着30名に達し次第締切らせていただきます。

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますので、ご注意ください。

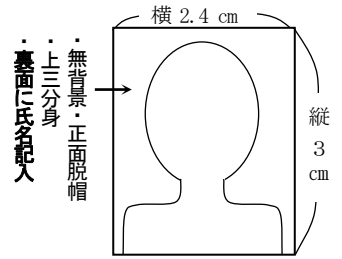
※申込者数が少ないときは開催を中止することがあります。

8. キャンセルの取扱 **10月9日(水)** 以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。

9. 申込方法 裏面の「受講申込書」により**受講料・テキスト代・写真1枚**（上図参照。鮮明なもの）を添えて下記までお申し込みください。また、**一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー（顔写真が確認できるもの）を貼付**願います。（申込書FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います。）

※銀行送金の場合は、**申込締切日までに**下記口座へお振込みください。

お振込みの方には受講票発送時、領収証を同封させていただきます。



(公財) 岩手労働基準協会 大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

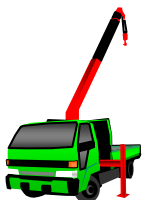
〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階

岩手銀行 大船渡支店(普) 0318834 ※お振込手数料はご負担願います。

10. カリキュラム

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:45～9:00 刈エテツシ	9:00～12:10 原動機及び電気に関する知識 (3H)	7:45～8:45 小型移動式クレーンの運転のための合図 (1H)
9:00～16:00 小型移動式クレーンに関する知識 (6H)	(休憩 10:00～10:05、11:05～11:10 昼食 12:10～12:50)	8:45～15:45 小型移動式クレーンの運転 (6H)
(休憩 10:00～10:05、11:05～11:10 昼食 12:10～12:50、 休憩 13:50～13:55、14:55～15:00 16:00～16:05)	12:50～16:00 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 (3H)	(休憩 9:45～9:50、10:50～10:55、 昼食 11:55～12:35、 休憩 13:35～13:40、14:40～14:45)
16:05～17:05 関係法令 (1H)	(休憩 13:50～13:55、14:55～15:00 16:00～16:05)	15:45～17:30 実技試験
	16:05～17:05 学科試験	※終了時間は試験の状況により前後します。

11. その他
- (1) 受講票は講習日1週間前に郵送いたします。3日前までに届かないときは当支部へご連絡ください。
 - (2) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
 - (3) 筆記用具、電卓をご持参ください。（試験時は、鉛筆・消しゴム使用）
 - (4) 実技の日は、笛、ヘルメット(貸出有)、作業服、保護手袋、安全靴、雨具等をご準備ください。
 - (5) 昼食をご準備ください。
 - (6) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご注意ください。
 - (7) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 - (8) 雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。



小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

No. _____

学科 令和6年10月16日(水)～17日(木)
実技 令和6年10月18日(金)

※協会使用欄

実施管理者	原本照合確認	免除要件確認

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 年 月 日
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		平成
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒 ー	TEL()()() 緊急用 携帯電話()()()	

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 ー	TEL()()() FAX()()()
	事業所名 代表者名	担当者名 内線()	
※該当箇所には○印をお付けください。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員
	受講票送付希望先	勤務先	自宅
			受講料振込予定日 月 日

令和 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会 会長 殿

【 受講一部免除申請書 】

運転士免許証・技能講習修了証 貼付欄 (必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付してください。)
※一部免除 次の方は申請により講習の一部が免除されます。 (1)クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2)床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了したもの。 ※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許証、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、 原本確認のため受講当日に必ずご持参ください。(学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象になりません。) ※氏名が申込書と異なる場合は無効となりますので、講習会前までに書替し提出してください。

〈記入に際しての注意事項〉

- 「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「現住所」欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入ください。**(鉛筆書き不可)**
- 忘れずに**担当者名**をご記入ください。
- 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。**(旧姓を使用した氏名の場合: 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合: 住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)**
いずれも受講当日正本を提示してください。

※申込書に記入していただいた個人情報は、技能講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用いたしません。